あいわ総合司法書士事務所

あいわ通信

No.126　　発行日　2025年11月28日

司法書士　椎名尚文

目次：

ごあいさつ　1

債務整理に関する面談の必要性　2

なぜ、面談が必要となるのか　3

誤解しやすい点について　4

お客様の声を紹介します　5

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

今月号のあいわ通信では、債務整理のご依頼を受けるにあたって、なぜ面談が必要になるかについてご案内いたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。お悩み事などございましたら、お気軽にご相談ください。

債務整理に関する面談の必要性について

弊事務所では、開業以来ずっと力を入れて取り組んできたのが、借金問題を解決する債務整理です。今でも多数のご相談を受け付けており、お客様の借金問題を解決するため、日々業務にあたっております。最近では、道外にお住まいの方からも債務整理のご相談を受けることが増えておりますが、司法書士が債務整理業務を受任するにあたり、依頼者様との面談を行うことが司法書士会の規則や指針、実務上求められております。道外にお住まいの方からご相談を受け付けた場合や、面談ができないお客様からのご相談は、やむを得ずお断りしております。

今月のあいわ通信では、債務整理業務について、なぜ、面談が必要となるのかについて、ご説明させていただきます。

面談が必要となる理由

【司法書士会の規則・指針による要請】

債務整理は依頼者の生活再建に直結する重要な業務であり、司法書士は依頼者本人から直接事情を聴取し、意思を確認することが司法書士会の規則や指針により義務付けられています。

【状況の正確な把握】

債務の内容（債権者、金額、返済状況）や生活状況を正しく理解するため、直接面談を行う必要があります。

【誤解やトラブルの防止】

債務整理には信用情報への登録など一定の不利益も伴います。面談を通じてメリット・デメリットを正しくご理解いただくことが重要です。

【信頼関係の構築】

面談は依頼者と司法書士が協力して問題解決に取り組むための第一歩です。直接お話しすることで安心して手続きをお任せいただけます。

なぜ、面談が必要となるのか

債務整理業務について、なぜ、面談が必要になるのかについて、以下、ご相談者様が疑問に持ちやすい点や、誤解しやすい点についてまとめました。

Ｑ１．なぜ面談が必要なのですか？

司法書士が債務整理を受任する際には、依頼者ご本人の意思確認と事情聴取が司法書士会の規則や指針により求められています。書面や電話だけでは真意を十分に確認できないため、直接面談を行う必要があります。

Ｑ２．面談ではどのようなことを確認するのですか？

・債務の内容（債権者、金額、返済状況）
・生活状況や収入・支出の実情
・依頼者の希望や不安

これらを踏まえ、最適な解決方法（任意整理、個人再生、自己破産など）を検討します。

Ｑ３．面談を受けないとどうなりますか？

面談を行わない場合、司法書士は正式に受任できません。依頼者の意思確認ができないまま手続きを進めることは司法書士会の規則や指針では認められていないためです。

Ｑ４．面談を行うことで依頼者にどんなメリットがありますか？

・誤解やトラブルを防止できる
・メリット・デメリットを正しく理解できる
・安心して手続きを任せられる信頼関係を築ける

依頼者にとって納得のいく形で債務整理を進めることができます。

Ｑ５．面談はどのくらい時間がかかりますか？

内容にもよりますが、通常は１時間程度を目安としています。必要に応じて追加の面談をお願いする場合もあります。また、自己破産や個人再生の手続きの場合は、複数回事務所にご来所いただき、申立ての準備を進めていきます。

Ｑ６．面談の場所はどこですか？

原則として司法書士事務所にて行います。弊事務所では、ご予約いただければ、夜間や休日の面談も対応しております。ご事情により司法書士事務所へお越しいただけない場合は、出張相談も行っております。また、弊事務所は４人の司法書士が在籍しており、面談やその後の打ち合わせ、債権者との和解交渉、裁判所に提出する書類の作成等、すべて担当の司法書士が責任をもって行います。

ご相談者の中には、家族に内緒で借金をしている方もいて、借金の問題について一人で悩みがちです。借金のことが頭から離れず大変な思いをされている方も多数いらっしゃいます。

債務整理を依頼した後は、業者からの取立を止めて、支払いをストップすることもできますので、落ち着いて今後のことを考えられるようになります。

多重債務は、解決できる問題です。まずは、お気軽にご相談ください！

誤解しやすい点について

Ｑ７．債務整理をすると信用情報にどのような影響がありますか？

債務整理を行うと、信用情報機関に一定期間（通常５～７年程度）記録されます。その間は新たな借入やクレジットカードの利用が制限される可能性があります。これは法律上の定めではなく、金融機関の審査実務によるものです。

Ｑ８．費用の支払い方法はどうなりますか？

・ 費用は原則として分割払いに対応可能です。
・ 着手金や実費を事前にご案内し、依頼者の負担が明確になるようにしています。
・ 支払い方法については面談時に詳しくご説明いたします。

当司法書士事務所の司法書士は法テラスと契約を交わしており、民事法律扶助の資力基準に該当する依頼者様については、自己破産の場合等、積極的に法テラスの制度を利用しています。

Ｑ９．債務整理をすればすぐに借金がなくなるのですか？

必ずしも「即時にゼロ」になるわけではありません。任意整理の場合は返済計画を立て直すことが中心であり、自己破産や個人再生など手続の種類によって結果は異なります。面談で最適な方法をご提案いたします。

Ｑ１０．家族や勤務先に知られてしまうことはありますか？

原則として依頼者の同意なく通知されることはありません。ただし、裁判所を通じた手続の場合は一定の書類送付が必要となるため、状況によっては周囲に知られる可能性があります。事前にリスクを説明し、対応策をご案内します。

ご協力のお願い

債務整理は依頼者様の生活再建に直結する重要な手続です。円滑かつ適切に進めるため、面談へのご協力をお願い申し上げます。

お客様の声を紹介します。

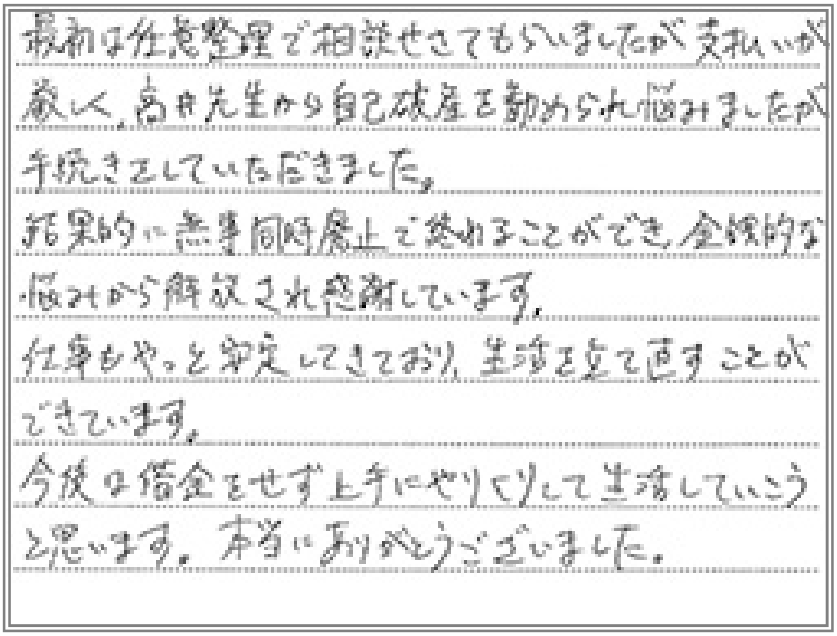
最初は任意整理で相談せさてもらいましたが支払いが厳しく、高井先生から自己破産を勧められ悩みましたが手続きをしていただきました。
結果的に無事同時廃止で終わることができ、金銭的な悩みから解放され感謝しています。
仕事もやっと安定してきており、生活を立て直すことができています。
今後は借金をせず上手にやりくりして生活していこうと思います。本当にありがとうございました。

【債務整理のご相談】

債務整理をご依頼いただいたお客様の声を紹介いたします。多重債務は解決できる問題です。お気軽にご相談ください！

あいわ総合司法書士事務所のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011－738－1101
FAX: 011－738－1107
電子メール: takai@aiwas.jp

あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧ください
https://aiwas.jp/

事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の５つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

司法書士　椎名尚文（しいな　たかふみ）

札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像　偉くない司法書士

司法書士　髙井和馬（たかい　かずま）

札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像　気軽に相談できる司法書士

司法書士　粒来祐介（つぶらい　ゆうすけ）

札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像　親しみを持てる司法書士